

令和6年度施策評価シート（評価対象年度：令和5年度）

基本政策【分野】	誰もが生涯にわたり 安心して健やかに暮らせるまちづくり 【福祉・保健分野】		施策	07_障がい者福祉	所管部長 取りまとめ所属	保健福祉部長 障がい福祉課	
施策の内容	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の人権が尊重され、自らの能力を発揮できるよう、特性に応じた就労や社会参加を支援します。 また、障がいに対する理解の促進や差別解消を図るため、啓発活動等に取り組みます。						
めざす姿	適切な支援の提供と社会参加の促進により、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。 障がいに対する理解が深まり、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し合う、ともに生きる社会が築かれています。						
重点事業	障害者地域生活支援事業						
施策構成事業	グループホーム等運営事業費		家庭介護者支援事業費		レスパイトサービス事業費		
	障害者自立支援給付費		障害者虐待防止事業費		障害児通所支援事業費		
評価							
進捗評価	概ね順調	評価の判断理由	重点事業については、実施につながらなかった取組もありますが、「伊勢原市障がい者とくらし考える協議会」を中心に、課題解決に向けた取組等を着実に進めています。施策構成事業は順調であり、成果指標の実績値は今年度の取組を土台に、次年度以降、効果が表れる見込みです。施策全体は概ね順調に進捗していると判断できます。				
施策推進上の課題・環境変化	<p>少子高齢化に伴う家族形態の変化や様々な社会的要因により、障がいのある人等からの相談内容は複雑化・多様化しており、相談件数についても年々増加していることから、相談支援専門員の更なる確保が必要です。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域に住む人々の障がいへの理解や正しい知識が必要であり、啓発活動や交流の場の提供等、継続的に実施することが重要です。</p>						
評価の経過	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
	概ね順調						
施策推進の方向性							
方向性	継続						
総評・今後の施策推進方針	<p>施策は概ね順調に進捗しており、障がい者がより安心して地域生活を送れるよう、障がい当事者の参画を図りながら、障がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活の支援を継続していく必要があります。</p> <p>具体的には、相談支援事業以外を行う障害福祉サービス事業者に対し、相談支援事業所の開設を促していくとともに、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員を中心に、地域の相談支援専門員に対する指導・助言を行うなど、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。また、医療的ケアが必要な児者については、適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、協議会等で協議を行うなど、支援体制の構築及び事業実施に向けた準備を進めます。</p>						
成果指標							
成果指標名	現状値	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 9
指標の定義		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値(方向性)
相談支援事業所数	17箇所 (R3)	17箇所					23箇所
市内の相談支援事業所の設置数							
福祉施設から一般就労への移行人数	20人 (R3)	25人					41人
就労支援による一般就労移行者数							
障害者差別解消法の認知度	10.3% (R4)	10.1%					↗
市民意識調査で「内容を含めて知っている」と回答した人の割合							

重点事業の取組内容			
事業名	障害者地域生活支援事業		
事業内容	障がい者が安心して地域生活を送れるよう、相談支援事業所の増設や機能強化、医療的ケア支援の充実等に取り組み、障がい者の相談支援体制の強化を図ります。 また、地域で障がい者の生活を支援するために必要な障害福祉サービス利用に要する費用を支給します。		
取組工程	項目	令和5年度	
		計画	実績
	相談支援事業所の整備	1箇所増設	増設なし
	委託相談支援事業所の機能強化	継続実施	継続実施
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置	配置
	医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施	開始	未実施
令和5年度取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業以外を行う障害福祉サービス事業者に対し、相談支援事業所の開設を促しましたが、増設には至りませんでした。 ● 主任相談支援専門員養成研修の受講者を県へ推薦するなど、委託相談支援事業所と機能強化に向けた調整を行いました。 ● 事業者への委託により6月からコーディネーターを配置しました。また、委託先が運営する医療的ケア等支援部会において、個別避難計画モデルケースの検討や医療的ケア児者の実態把握等に取り組みました。 ● 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施に向け、協議会等において課題整理や情報収集を行いました。令和6年度から実施予定です。 		
重点事業以外の取組内容			
令和5年度主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内及び市外のグループホームの設置運営を行う者に対し、障がい者が負担すべき家賃を助成しました。 ● 在宅の重度障がい者の介護者に手当を支給しました。 ● 知的障がい児者を持つ親・家族を対象に、レスパイトサービス事業を夏期、冬期、春期に実施しました。 ● 障がい者の総合支援制度により、障がい児者に対し、居宅・施設サービス給付費を支給しました。 ● 障がい者虐待の早期発見や予防のため、講演会やパンフレット配布などの啓発活動を行いました。 ● 児童福祉法により、障がい児に対し、通所サービス給付費を支給しました。 		